

(4) 届出対象行為

先行地区

- a) 建築物の新築、増築、改築又は移転のうち、当該建築物の延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が10㎡を超える行為。
- b) 工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、当該工作物の高さ（増築にあっては、増築後の高さ）が4mを超える行為。
- c) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、延べ面積が10㎡を超える建築物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。
- d) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、高さが4mを超える工作物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。

先行地区以外の重点地区計画の区域

- a) 建築物の新築、増築、改築又は移転のうち、当該建築物の階数（増築にあっては、増築後の階数）が3階以上若しくは延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が150㎡を超える行為。
- b) 工作物の新設、増築、改築又は移転のうち、当該工作物の高さ（増築にあっては、増築後の高さ）が10mを超える行為。
- c) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、階数が3階以上若しくは延べ面積が150㎡を超える建築物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。
- d) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、高さが10mを超える工作物で、各立面における外観の変更の面積が1面でも3分の1を超える行為。

注) 延べ面積とは、建築基準法に規定する延べ面積をいい、各階の床面積の合計をいう。

(5) 勧告基準（建築物及び工作物）

勧告基準

届出対象となる行為のうち、建築物及び工作物の各立面において、秩父市まちづくり景観計画に定める市街地地域の色彩基準に該当する色彩（着色していない自然素材等の素材色で仕上げる外観の部分を除く。以下、同じ。）の面積の合計が、1面でも3分の1を超えると認める場合は、適用範囲内の色彩への見直しを勧告することができる。



秩父市役所 地域整備部 都市計画課  
 〒 368-8686 埼玉県秩父市熊木町8-15  
 電話：0494-26-6867（直通）  
 FAX：0494-26-5967  
 Email：toshi@city.chichibu.lg.jp

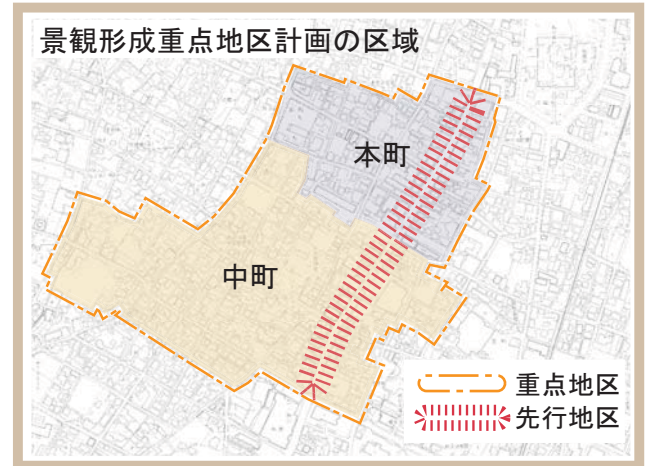


「秩父市本町・中町景観形成重点地区計画」は、秩父市まちづくり景観条例第9条第2項に基づく計画である。この計画に基づき、地域に残る歴史的な景観に配慮しつつ、個性的で魅力的な街並み景観の形成を図り、地域の活性化を目指すものである。  
 なお、本計画に定めのない事項については、上位計画である「秩父市まちづくり景観計画」に従い、良好な景観の形成に努めるものとする。



1. 景観形成重点地区計画の区域

区	域	本町及び中町の全域
先行地区		本町及び中町の都市計画道路中央通線に面する敷地



2. 景観形成の目標

目	標	今と昔、そして未来へ・人々の営みとにぎわいを感じるめぐりのまち・秩父
---	---	------------------------------------

3. 景観形成基準

(1) 共通基準（対象：本町・中町の全域）

秩父市まちづくり景観計画の規定に加え、秩父の顔としてふさわしい街並み形成を目指すため、以下のような基準を示す。

秩父らしい街並みの演出	歴史的な建造物を極力保存し、秩父らしい街並みの創出に努める。
建築物等の色彩素材	建築物等の色彩については、「秩父市まちづくり景観計画」に定める市街地地域の色彩基準に従い、奇抜な色彩は避け、秩父の街並みと調和のとれた、落ち着いた色合いや素材の使用に努める。
屋外広告物	① 屋外広告物は奇抜な形態・意匠・色彩は避け、周辺の街並みとの調和に配慮する。 ② 地域にゆかりのある色を軒先に掲出するなど、統一感の醸成に努める。
建築付属物	屋外階段や空調設備は、通りに面する位置にはできるだけ設置しないように努める。やむを得ず設置する場合には、屋外階段等は色彩に配慮し、空調設備等の建築付属物はルーバー等で覆い、周辺の景観を阻害しないように配慮する。
駐車場、駐輪場	駐車場や駐輪場を設置する場合には生垣を設けるなど、沿道からの景観や街並みの連続性に配慮する。



## (2) 先行地区における基準（対象：先行地区のみ）

### 建築物等の高さ

- ① 建築物を建築する際には、歩行者に対して圧迫感を感じさせない高さとし、3階以下が望ましい。なお、3階を超えるときは、3階以上の部分については壁面線を後退（セットバック）し、歩行者に対する圧迫感を軽減するよう努める。
- ② 建築物を建築する際には、低層部の軒高（軒線）を隣接する建築物等に合わせるなど、歩行者の目線に近い位置での連続性に配慮する。
- ③ 上記の基準は、工作物を建設する際に準用する。

### 建築物等の配置及び軒先空間

- ① 建築物を建築する際には、建築物の壁面を道路境界線から原則として2.0m程度後退するものとする。なお、敷地等の状況により可能な場合は、できる限り2.0m以上後退して、にぎわい創出の空間を生み出すよう努める。
- ② 上記の基準は、工作物を建設する際に準用する。

### 屋外広告物

屋外広告物は、原則として自家広告物とするとともに、素材は木質とするなど、周囲との調和に特に配慮する。

### （参考）先行地区における基準のイメージ

#### 【原則】

建築物の階数は、歩行者に対して圧迫感を感じさせない、3階以下が望ましい

隣接する建築物と軒高をそろえ、目線に近い位置での連続性に配慮する

建築物の壁面を原則として2.0m程度後退させる

#### 【配慮】

3階を超えるときは、3階以上の壁面部分を後退させることが望ましい

隣接する建築物と軒高をそろえ、目線に近い位置での連続性に配慮する

建築物の壁面をできるだけ2.0m以上後退させて、ベンチや植栽などでにぎわい創出の空間を創出するよう努める

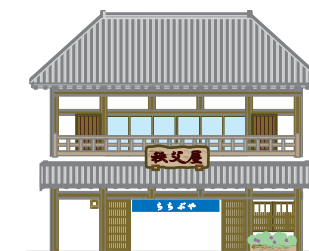
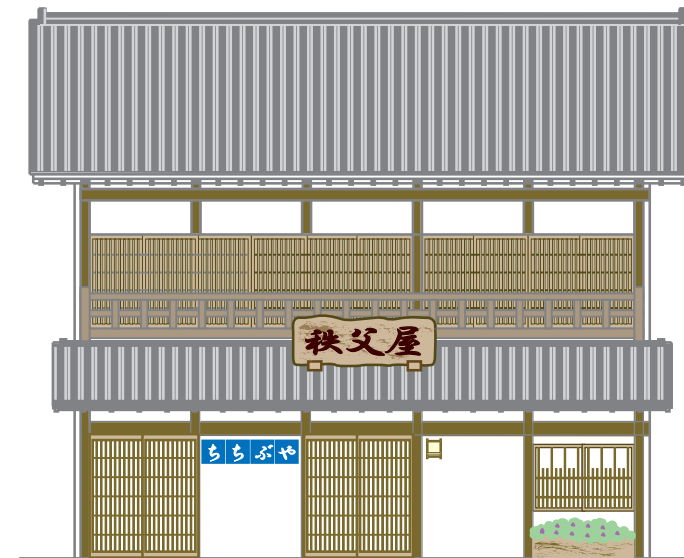
## (3) 先行地区における努力事項（対象：先行地区のみ）

### 先行地区まちづくりコンセプト

秩父夜祭をはじめとする地域の伝統的な祭りや文化、イベント等の舞台となる先行地区では、旧秩父往還をイメージしたまちづくりを行い、来訪者や地元住民など、誰もが楽しめる空間づくりを進める。

### 先行地区まちづくりデザインコード

先行地区まちづくりコンセプトに基づき、統一感のある街並みを容易に創造するため、新築や改築等の建築行為を行う場合には、まちづくりデザインコードに則した形態・意匠とすることが望ましい。  
まちづくりデザインコードとは、秩父地域の歴史的建造物を参考とし、建築物の顔となる構成要素（屋根、外壁、店舗等の出入口、窓・窓の格子など）の意匠や素材、色彩を示したものである。



### 屋根

構成要素	素材	色彩
屋根、軒庇（勾配をつける）	日本瓦 銅板 鋼板	灰色を基調 素材の色 灰色を基調

### 外壁

構成要素	素材	色彩
壁	漆喰	素材の色
	その他	白色を基調
柱	木材	素材の色
	その他	茶色を基調

### 手すり、扉、窓等

構成要素	素材	色彩
手すり	木材	素材の色
	その他	茶色を基調
扉	木材	素材の色
	その他	茶色を基調
窓枠	木材	素材の色
	その他	茶色を基調
格子（窓、扉）	木材	素材の色
	その他	茶色を基調